

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(土日が休日に
逢ったときは、
その翌日)

目次

◇告 示 結核予防法による医療機関の指定

争議行為の実施

道路の区域の決定

道路の区域の変更

道路の供用の開始

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正

◇選管規則 鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規則

◇選管告示 昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号の一部改正

個人演説会を開催することができる施設の指定

告 示

鳥取県告示第三百二十六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和

二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	医療機関名	所在地
昭和五十年三月四日	こやま薬局	鳥取市湖山町一七四五―一
昭和五十年三月六日	有限会社 ホシ薬局	倉吉市大正町一〇七九

鳥取県告示第三百二十七号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取ガス労働組合執行委員長福田紀生から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 事件

(一) 賃金引上げの要求に関する件

(二) 企業内最低賃金の要求に関する件

(三) 一時金の要求に関する件

二 日時

昭和五十年四月六日からこの事件が解決する日まで

三 場所

鳥取瓦斯株式会社に勤務する組合員の所属する全職場（鳥取市及び国府町）
 四 概要
 あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第三百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、昭和五十年四月一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般 国道	三百七十三号	八頭郡智頭町大字駒形字龍ヶ谷 六八五番の先（県境）から八頭 郡智頭町大字智頭字中三味六三 一の二番の先まで	五・八〇 〽三三・〇	一四、四二二

鳥取県告示第三百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、

道路の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、昭和五十年四月一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	変更前 後別	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般 国道	百八十号	変更前 変更後	日野郡日野町大字本郷字行岸の 上二二三五ノ一番の先から米子 市糺町二丁目一九一番の先まで 日野郡日野町大字本郷字行岸の 上二二三五ノ一番の先から米子 市糺町二丁目一九一番の先まで	四・八〇 〽二三・〇 三・八〇 〽六九・〇	三一、四七七 四九、八四四

鳥取県告示第三百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、昭和五十年四月一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般 国道	百八十号	日野郡日野町大字福長字榑ヶ谷一四 一五ノ一番の先から米子市柗町二丁目一九一番の先まで	昭和五十年四月一日

鳥取県告示第三百三十一号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十一号(解の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県立米子皆生学園」を「鳥取県立皆生養護学校」に改める。

選挙管理委員会規則

鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年四月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県選挙管理委員会規則第二号

鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規則
鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程(昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

本則第八号中「検印」の下に「又は証紙の交付」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号(委員長の権限に属する事務を事務局長に委任する事項について)の一部を次のように改正する。

昭和五十年四月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

本則第四号中「検印」の下に「又は証紙の交付」を加える。

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号に規定する施設を次のとおり指定した旨大栄町選挙管理委員会から報告があつ

たので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十年四月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤章

施設の名称

所在地

大誠町民体育館

大栄町大字瀬戸三七番地一

栄町民体育館

大栄町大字下種三七二番地四

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月五百円(送料を含む。)】